7．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国有財産無償使用の機会費用の計算方法

国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用については、国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準（昭和33年１月７日付大蔵省管財局長通知蔵管第１号）及び堺市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年５月29日付条例第36号）により計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用の計算利率については、10年もの長期国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985%としております。

8．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．固定資産の減損

当年度に減損を認識した固定資産は下記の通りです。

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

資産名	電話加入権
主な用途	ＮＴＴ東日本加入電話回線の契約及び架設
資産科目	電話加入権（無形固定資産）
使用場所	東京都台東区上野公園13―９　東京国立博物館内
帳簿価格	1,549,800円

⑵　減損の認識に至った経緯

ＮＴＴ東日本加入電話回線（アナログ電話回線）54回線のうち36回線について、デジタル電話交換機更新工事に伴い不要となり、今後の使用も想定されていないため、稼働率が50%以上低下したものと判断し、減損を認識するに至りました。なお、残る18回線については交換機回線・直通電話等として継続使用する予定です。

⑶　減損額のうち損益計算書に計上していない金額の内訳

1,033,200円

⑷　回収可能サービス価格の算定方法の概要

回収可能サービス価額は、時価から処分費用見込額を控除して算出した正味売却価格と使用価値相当額の比較により算定しております。当年度の当該資産につきましては、売却不能で価格がつかなかったため、帳簿価格に使用可能台数18／54台を乗した使用価値相当額516,600円を採用しております。

Ⅲ．重要な債務負担行為

京都国立博物館平常展示館建替工事　　7,538,971,585円

Ⅳ．金融商品関係

1．金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金に限定し、活動資金は事業収入及び運営費交付金等によりまかなっているため、資金調達はありません。

2．金融商品の時価等

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴現金及び預金	5,097,823,301	5,097,823,301	―
⑵未払金	(4,655,506,547)	(4,655,506,547)	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

現金及び預金、未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）負債に計上されているものは、(　) で示しております。

Ⅴ．賃貸等不動産関係

当機構は、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅵ．資産除去債務関係

当機構では、石綿関連法令により使用等が規制されている石綿が、奈良文化財研究所収蔵庫３棟の天井材、東京国立博物館黒田記念館の床材に使用されております。

これらの石綿は全て封じ込め済みであり、建物の解体時に石綿の除去義務が発生しますが当該資産の具体的な解体計画はなく、今後も、現状のまま継続的に使用する予定であります。加えて計画策定には国による認可及び予算措置が必要であり機構単独の意思決定ではなし得ない状況にあるため、資産除去債務を合理的に見積ることができません。このため、貸借対照表に資産除去債務を計上しておりません。

（重要な会計方針の変更）

1．減価償却方法の変更

当事業年度より新規取得した有形固定資産について、平成26年度に予定される統合に備え、平成19年度の法人税法改正に伴う減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による経常利益及び行政サービス実施コストに与える影響は軽微であります。

（追加情報）

減価償却方法の変更に合わせ、当事業年度より、平成19年度の法人税法改正に伴い平成23年３月31日以前に取得した有形固定資産については、取得価格の10%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格と備忘価格１円との差額を５年間で均等償却する方法を採用しております。当事業年度においてすでに残存価格が10%に到達している有形固定資産については当事業年度より５年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、この変更による経常利益に与える影響はありません。行政サービス実施コストに与える影響は損益外減価償却相当額497,061,818円の増加です。

2．会計基準等の適用

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(独立行政法人会計基準研究会　平成23年６月28日最終改訂）並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」(総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会　平成23年６月最終改訂）を適用しております。

なお、これによる損益及び資本剰余金に与える影響はありません。

（独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報）

当法人は、平成26年４月１日において、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人芸術文化振興会と統合されることが、平成24年１月20日付け「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」にて閣議決定されました。